

## 中之条町起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、中之条町の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、町内で起業する事業者に対し、予算の範囲内において中之条町起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、中之条町補助金等に関する規則（平成22年3月25日規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 事業を営む個人又は法人をいう。

(2) 事業所 自身が事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその付属施設をいい、明確に事業実態を判断できるものをいう。

(3) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出等により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

ウ 事業を営んでいる事業者が現在経営している業種と日本標準産業分類の中分類が異なる業種の事業を開始する場合

エ 町外に事業所を有し事業を営んでいる事業者が新たに町内に事業所を設置し事業を開始する場合

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、町内で起業する者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者

(2) 起業しようとする事業を主たる事業として営む者

(3) 中之条町商工会の会員又は起業に伴い会員となる予定の者で継続的に商工会の指導を受ける者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとする場合

(2) 国税、県税、町税及び使用料等に滞納がある場合

(3) 当該事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

(4) 中之条町暴力団排除条例（平成24年12月20日条例第41号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等である場合

(5) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする場合  
（補助対象事業）

**第4条** 補助金の交付対象となる事業は、別表第1及び別表第2に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、当該事業について、町又は他の公共機関から補助金を受けている事業については、補助対象としない。

2 同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業等着手前に、中之条町起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に保証人届出書及び必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

**第7条** 前条に規定する保証人は、次に掲げる条件を具備する者で町長が適当と認める者でなければならない。

(1) 独立の生計を営んでいること。

(2) 国税、県税、町税及び使用料等を滞納していないこと。

2 補助金の申請者は、保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該保証人を変更し、新たな保証人について町長の承認を得なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。

(3) 住所又は居所が不明となったとき。

（交付決定）

**第8条** 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、中之条町起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は中之条町起業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更）

**第9条** 申請者が申請内容を大幅に変更するときは、中之条町起業支援事業補助金変更申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査して速やかに中之条町起業支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告書の提出）

**第10条** 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかに中之条町起業支援事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

**第11条** 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、中之条町起業支援事業補助金の額の確定について（様式第7号）により補助金の額の確定を行うものとする。

2 町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

（補助金の請求）

**第12条** 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに中之条町起業支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

**第13条** 町長は、前条に規定にする請求書を受理したときは、当該年度末に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

**第14条** 町長は、偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるとき、当該補助金を受けた事業者が補助金交付完了後5年以内に対象事業所を廃業若しくは町外へ移転若しくは撤退した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（現地調査）

**第15条** 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった改修等の工事及び購入した備品について現地調査を行うことができる。

（補助事業の経過確認）

**第16条** 補助金の交付を受けた者は、起業した年度から5年度の間に関り、年度ごとに財務諸表等を速やかに町長に提出しなければならない。

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税額を除く)	補助率	補助限度額	補助対象期間
事業所開設支援事業	事業所等開設に要する経費への補助	①事業所の購入費 ②事業所等の開設に係る設備、備品購入費 ③事業所等新築・改修費 ※ただし、②・③については町内業者への発注に限る。	1/2以内	100万円	起業時1回限り
雇用促進事業	事業所等の雇用促進を目的とする経費への補助	事業実施に必要な直接人件費（申請者、役員を除く）	1/2以内	月額5万円	申請日から12ヵ月以内

※上記補助事業を組み合わせる場合、補助金額の合計の上限は100万円とする。ただし、申請者が町民以外の場合は上限50万円とする。

※補助限度額に達していない場合、補助対象事業が異なれば、事業開始日から1年以内の追加申請を可とする。

別表第2（第4条関係）

区 分	新築・改修等の内容
新築	事業所等の新築に係る工事
増築	既存の事業所等の面積を拡張するための工事
改築	既存の事業所等の一部の建て替え工事
改修	事業所等の改良等のために実施する工事・修繕
解体	新築、改修に伴う必要な建物の解体及び起業のために必要な解体工事
備品等購入	事業所等において専ら事業の用に供する備品等の購入 10,000円（税抜）以上の新品に限る
その他	その他起業のために必要な工事等
対象除外	(1) 改修等に伴う設計及び契約のための経費 (2) 車両、パソコン、ファクス、事務用品等の汎用性が高いもの (3) その他、起業と直接的に認められないもの